

一般廃棄物処理業許可証

住所又は所在地 岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1
氏名又は名称 株式会社 バイオマスパワーしずくいし
代表者氏名 代表取締役 足立 眞也

滝沢・雫石環境組合
管理者 滝沢市長 武 田 哲



令和7年8月4日 付けで変更の申請のあった件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項（再交付の場合にあっては、滝沢・雫石環境組合廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第 5 5 条第 2 項）の規定により、これを許可する。

令和7年8月7日

許可の区分	再交付【代表取締役変更による】
許可番号	滝雫セ指令第 1512009 号
取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ
一般廃棄物処理業の種別	収集及び運搬（積み替え無）及び処分
許可の区域	雫石町の全域
許可の期間	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
許可の条件	1. 基準等の遵守 関係法令に定める基準等を遵守することはもとより、雫石町並びに滝沢・雫石環境組合（以下「組合」という。）の計画及び指導に対し善良な立場において協力するものとする。 2. 許可の取消し 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消しを行うものであること。 3. その他 （1）当該業務を履行する際は、収集・運搬に使用する車両に、社名（屋号）及び一般廃棄物収集・運搬車両である旨表示すること。 （2）業務月間報告書の提出履行（毎月翌月の 5 日までに提出）
備考	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物処理業許可証

住所又は所在地 岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1
氏名又は名称 株式会社 バイオマスパワーしずくいし
代表者氏名 代表取締役 足立 眞也

滝沢・雫石環境組合
管理者 滝沢市長 武田 哲



令和7年8月4日 付けで変更の申請のあった件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（再交付の場合にあっては、滝沢・雫石環境組合廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第55条第2項）の規定により、これを許可する。

令和7年8月7日

許可の区分	再交付【代表取締役変更による】
許可番号	滝雫セ指令第 1525019 号
取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ
一般廃棄物処理業の種別	収集及び運搬（積み替え無）及び処分
許可の区域	滝沢市の全域
許可の期間	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
許可の条件	1. 基準等の遵守 関係法令に定める基準等を遵守することはもとより、滝沢市並びに滝沢・雫石環境組合（以下「組合」という。）の計画及び指導に対し善良な立場において協力するものとする。 2. 許可の取消し 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消しを行うものであること。 3. その他 （1）当該業務を履行する際は、収集・運搬に使用する車両に、社名（屋号）及び一般廃棄物収集・運搬車両である旨表示すること。 （2）業務月間報告書の提出履行（毎月翌月の5日までに提出）
備考	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。